

緊急臨時的医師派遣の実施について

1. 5月31日に政府・与党でとりまとめられた「緊急医師確保対策」に基づく医師不足病院への医師派遣の仕組みについては、今月11日に開催した地域医療支援中央会議において、仕組みの大枠が決定したところ。
2. 本日、地域医療支援中央会議幹事会を開催し、この大枠について各道県から提出された派遣要請の内容を検討したところ、緊急臨時的医師派遣の第一陣として、次の医療機関への医師派遣が内定した。
3. この医師派遣については、今後も引き続き都道府県からの要請を受け付けることとし、その中で緊急に医師派遣する必要性の高いものについては、同様の仕組みの中で、医師の派遣を行っていくこととしている。

	都道府県	病院名	診療科	対応
1	北海道	北海道社会事業協会 岩内病院	内科	全国社会保険協会連合会が、内科医1名を派遣。準備が整い次第、6か月程度。
2	岩手県	県立大船渡病院	循環器科	国立病院機構が、内科医等1名を派遣。 8月から3か月程度。
3	岩手県	県立宮古病院	循環器科	日本赤十字社が、循環器科医1名を週1回派遣。 7月から6か月程度。 恩賜財団済生会が、循環器科医1名を派遣。 準備が整い次第、3か月程度。
4	栃木県	大田原赤十字病院	内科	日本赤十字社が、内科医1名を派遣。 7月から6か月程度。
5	和歌山県	新宮市立医療センター	産婦人科	応募医師1名を派遣。 8月から6か月程度。
6	大分県	竹田医師会病院	救急(内科)	日本医科大学が、救急医1名を派遣。 準備が整い次第、6か月程度。

(経緯)

- 平成18年 8月31日 地域医療に関する関係省庁連絡会議の開催
 (新医師確保総合対策により、地域医療支援中央会議の設置が盛り込まれる)
- 平成18年12月21日 地域医療支援中央会議準備会合の開催
- 平成19年 3月 9日 医師確保支援チームの設置
 (厚生労働大臣の指示により、関係省庁の担当者による支援チームを設置)
- 平成19年 4月10日 平成19年度第1回地域医療支援中央会議の開催
- 平成19年 5月31日 政府・与党「緊急医師確保対策について」が決定
- 平成19年 6月11日 平成19年度第2回地域医療支援中央会議及び第1回同幹事会の開催
 (国が中心となって緊急臨時的医師派遣に取り組むことが確認される)
- 平成19年 6月26日 平成19年度第2回地域医療支援中央会議幹事会の開催
 (第一陣の緊急臨時的医師派遣の実施が内定)

緊急臨時的医師派遣システム

都道府県

医療対策協議会

- ① 医師派遣の是非の検討
- ② 国への依頼を検討

医師派遣要請

状況把握等

病院

医師不足が深刻で医療が確保できない地域

地域医療支援中央会議・幹事会 (厚生労働省)

- 派遣の可否、緊急度(優先順位)の検討

医師派遣要請

状況把握等

調整

医師派遣

勤務条件等により、当該都道府県への派遣(玉突き派遣)の場合もあり得る。

ドクタープール

全国規模の 病院グループ等

グループ内で派遣者の検討
(勤務医・後期研修医)

- 個人の場合
- 編成チームの場合

退職医師等

公募(退職医師等)

- 研修が必要な場合
- 即戦力となる場合

(退職医師等の公募研修事業、ドクタープール(派遣医師登録)事業、派遣調整事業は委託予定)

派 遣 の 要 件

都道府県は、原則として、次のすべての要件に該当し、また、役割を担う場合において、厚生労働省に対し緊急臨時的に医師派遣の要請を行うことができる。

(1) 医療機関に関する要件

- ① 二次医療圏内で中核的な病院（救急医療等公的な役割を担う病院）であること。
- ② 過去6ヶ月以内に、医師数が減少し、休診を余儀なくされた診療科があること。又は今後6ヶ月以内に医師数が減少することが確実であり、休診を余儀なくされる診療科があること。
- ③ 開設者・管理者ともに、相当の努力（大学・関連病院等への派遣依頼、求人広告等）をし、更に都道府県医療対策協議会の調整をもつても医師を確保できない事実があること。
- ④ 派遣先医療機関開設者は、医師派遣終了後の医師確保に関するアクションプランを作成すること。

(2) 地域に関する要件

- ① 二次医療圏内に当該医療を代替する医療機関がないこと。

(3) 都道府県の役割

- ① 都道府県医療対策協議会が医師の派遣要請を検討し、決定すること。
- ② 派遣医師が直接派遣ではなく、要請した県内の別の医療機関へ派遣（いわゆる玉突き派遣）を希望した場合には、調整等諸手続は都道府県医療対策協議会が行うこと。
- ③ 医師派遣決定後、都道府県医療対策協議会は、医師派遣の終了までに医師不足に至った医療機関の体制を検証すること。さらに、地域医療アドバイザーを活用し、医師の離職防止に資する提言を行うこと。
- ④ 医師派遣決定後、都道府県医療対策協議会は、医師派遣の終了までに地域における医療機能の分担及び連携体制の構築を図ること。また、必要に応じて医療資源の集約化・重点化を推進すること。